

令和5年度保育所・認定
こども園などの入所申込

問 子育て・こども課
子育て支援係 ☎ 内線 171

【対象者】

① 新たに入所・転園を希望する人

② 市外の保育所（園）などに入所継続・新規入所を希望する人

③ 認定こども園をご利用中の人で、新年度から認定区分の変更を希望する人

【受付期間】

11月15日（火）～12月15日（木）

【受付場所】

○ 保育所（園）

各保育所（園）、子育て・こども課、各支所・出張所

○ 認定こども園

各認定こども園

※ 申込に必要な書類は、各受付場所に用意しています。

注意事項などの詳細につきましては、次のQRコードより市ホームページをご覧ください。



11月は児童虐待防止推進月間です

問 子育て・こども課 子育て未来係 ☎ 内線 167

子育ては、子どもの成長を見守る中で喜びを感じる事も多い反面、イライラしたり、疲れてしまい子どもと向き合うことが辛くなったりすることもあります。そんな時に相談できる人は周囲にいますか？子育て・こども課は、子育てに関するあらゆる相談の窓口です。親子が元気で過ごせるように、子育てを応援しています。

「しつけ」と「虐待」の違いとは

「しつけ」とは、子どもの人格や才能などを伸ばし、社会において自律した生活が送れるようにすることなどの目的から、子どもをサポートして社会性を育む行為です。

「虐待」とは、子どもの身体に何らかの苦痛を引き起こし、また不快感を意図的にもたらす行為（罰）です。

体罰に限らず、怒鳴りつけたり、子どものところを傷つけたりする暴言等も子どもの成長・発達に悪影響を与えることは科学的にも明らかになっています。「しつけ」と称した暴力なども含め、体罰等が繰り返されると、親子関係の悪化や子どもの精神的な問題の発生、反社会的な行動の増加、攻撃性の増加などのリスクが高まります。一方で、安心感や信頼感、温かな関係が心地よいのは、子どもも大人も同じです。

体罰などによらない子育てのために

- ・子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう。
- ・「言うことを聞かない」という時も、色々な理由があることを知りましょう。
- ・子どもの成長・発達にあった関わり方をしましょう。
- ・子どもの状況に応じて身の回りの環境を整えてみましょう。
- ・注意の方向を変えたり、やる気に働きかけてみましょう。
- ・子どもが行動に移せるように、わかりやすい肯定文で伝えましょう。
- ・良いこと、出来ていることを具体的に褒めましょう。

子育て中の保護者が、安心して子育てできるように、さりげない声かけや手助けを地域の皆さんで行っていきましょう。身近に気がかりな親子がいると思われた場合には、ご相談ください。



ご存じですか？「ひとり親家庭のための支援制度」

問 子育て・こども課 こども未来係 ☎内線 150・167

各種制度の利用を希望する場合は、事前にご相談ください。

ひとり親の就労については、母子・父子自立支援員がお手伝いします。お気軽にご相談ください。

児童扶養手当

ひとり親家庭などの生活安定と児童福祉の向上のため、手当を支給します。

【対象者】

父母の離婚、父または母の死亡などさまざまな理由で児童（18歳到達年度の末日まで）を監護している母や監護・生計を同じくする父、当該児童を養育する養育者。

【手当（月額）】

- ①児童が1人の場合は、全部支給 43,070円、一部支給 10,160円～43,060円
 - ②児童が2人の場合は、①に最大 10,170円加算
 - ③3人目以降は、1人につき上記の合計額に最大 6,100円加算
- ※受給者の所得に応じて支給額が変わります。

ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭の福祉の増進を図るため、医療費の助成を実施しています。

【対象者】

ひとり親家庭の父または母、児童、寡婦等（60歳以上70歳未満の人で、扶養義務者と生計を同一にしない人）※所得制限などあり。

【助成額】

医療機関ごとに支払った保険診療分の自己負担額から1日800円、月上限1,600円を控除した額を助成します。（薬局については保険診療分の自己負担全額）

※寡婦等は入院にかかる保険診療分の自己負担額から1日1,200円を控除した額を助成します。

ひとり親家庭等生活向上事業

児童のしつけや育児、健康管理（親子料理講習会）などに関する各種生活支援講習会を実施します。

自立支援教育訓練給付金

就職に役立つ能力開発のために雇用保険制度の教育訓練給付指定講座などを受講し終了した場合に、受講料の一部を助成します。

【助成額】

受講料の6割相当額

上限 20万円/年×上限4年（最大80万円）

下限 12,000円

※受講される教育訓練により上限年数は異なります。

高等職業訓練促進給付金

就職に結び付きやすい資格（看護師、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、保育士など）の取得に要する期間（上限4年間）の生活費負担軽減を目的に支給します。

【支給額（月額）】

市民税非課税世帯 10万円（修学最終年14万円）

市民税課税世帯 70,500円（修学最終年11万500円）

※4年の支給には条件があります。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金制度

県では、上記の高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金（50万円以内）および就職準備金（20万円以内）の貸付を行っています。

母子父子寡婦福祉資金貸付金制度

県では、母子（寡婦）・父子家庭の経済的自立とその児童の福祉向上を図るため、各種資金の貸付を行っています。

【貸付資金】

就学支度資金（入学に必要な資金）

修学資金（高校・大学などでの修学に必要な資金）

修業資金（事業開始・技能習得のために必要な資金）など